平成 23 年 12 月 2 日

各 位

会　社　名　株式会社ファンケル
代表者名　代表取締役社長執行役員　成松 義文
（コード番号：4921　東証第１部）
問合せ先　取締役常務執行役員管理本部長　島田 和幸
（ＴＥＬ 045－226－1200）

クレンジングオイル特許に関する特許侵害訴訟の提起について（第２報）

既に 2010 年 7 月 14 日にお知らせしましたとおり、株式会社ファンケルは、株式会社ディーエイチシー（以下「DHC」といいます。）が製造・販売するクレンジングオイルに、当社の保有する特許権（特許第４３５８２８６号）が無断で使用され、当社の権利を侵害するとして、DHC に対し 2010 年 7 月 13 日に特許権侵害訴訟を提起しており、東京地方裁判所において特許権侵害の審理を経た後、現在、当社の受けた損害賠償額について審理中です。

また、特許権侵害訴訟提起から 1 年以上が経過したにもかかわらず、DHC はそのクレンジングオイルの製造・販売を停止しないため、当社は、当社に生ずる「著しい損害」を避けるため、本年 10 月 7 日にその製造・販売の差し止めを求める仮処分命令を東京地方裁判所に申請したところ、仮処分の手続において DHC は、裁判官の面前で平成 24 年１月 1 日以降、その製品の製造、販売、販売の申し出（広告・宣伝等）をしないことを表明したため、当社は裁判所の勧告に基づき仮処分事件を終了させましたので（申請取下げ）、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件は、仮処分申請の目的が達成されたことによってその申請を取り下げたものに過ぎません。東京地方裁判所での特許権侵害訴訟では当社の受けた損害賠償額についての審理が進められており、訴訟自体を終了させるものではありません。

記

１．東京地方裁判所平成 23 年（ヨ）第２２０７８号特許権侵害差止等仮処分命令申立事件
　債権者　株式会社ファンケル
　債務者　株式会社ディーエイチシー

２．仮処分命令申立の対象製品
（１）DHC マイルドタッチクレンジングオイル
（２）ヒットコスメ！ミニセット【ハローキティポーチ（ピンク）付】

３．DHC が裁判官の面前で表明した内容（要旨）

債務者（DHC）は、平成 24 年 1 月 1 日以降、上記（1）の「クレンジングオイル」を製造し、販売し、若しくは販売の申し出をしない。

債務者（DHC）は、平成 24 年 1 月 1 日以降、上記（2）の化粧品セットを製造し、販売し、若しくは販売の申し出をしない。

４．今後の見通し

DHC は、今回の東京地方裁判所で自ら表明した内容を遵守し、対象製品の製造・販売・広告を本年 12 月末までに中止し、在庫品については廃棄されるものと見込まれます。

以上

本件に関するお問合せ先

株式会社ファンケル　社長室 広報グループ
TEL：045-226-1230 ／ FAX：045-226-1202
〒231-8528 横浜市中区山下町 89-1 ファンケルビル